

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による遺族補償一時金を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の弟（以下「被災者」という。）は、A所在の会社Bに雇用され、会社CのD物流センターに派遣され、運送業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、配送先の駐車場で倒れているところを発見され、E医療機関に救急搬送されたが、同日、同医療機関で死亡が確認された。
- 3 本件は、請求人が被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償一時金の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認めたとうえで、被災者には遺族補償年金を受けることができる遺族である利害関係者Fが存在するとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人が遺族補償一時金の受給権者に該当すると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、○年○月○日当審査会受付の労働保険再審査請求書において、Fは被災者と内縁関係にはなかったと主張するので、以下検討する。

(2) 労災保険法によると、労働者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）であって、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者は遺族補償年金の受給権を有することとなるが、遺族補償年金を受けることができる遺族がないときは、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹などが遺族補償一時金の受給権を有することとなる（労災保険法第16条の2、第16条の6、第16条の7）。

(3) Fと被災者の関係についてみると、以下のとおりである。

ア Fは、被災者が○歳、Fが○歳の頃に知り合い、付き合いが始まったと述べ、○年○月○日、被災者とともにGに転居していることから、同日以後、被災者と同居していることが認められる。

イ Fは、○年○月○日、前夫Hとの離婚届を提出しており、同日以降、Fには法律上の配偶者がいなかったと認められる。

ウ Fは、被災者の預金通帳を管理し、被災者の給与から2人の生活費を支出していたこと、被災者の食事を作る等の家事に携わっていたことを述べている。

エ 民生委員Iは、○年○月○日付け生計維持証明書により、被災者の死亡当時、Fは被災者の収入により生計を維持していたと証明している。

オ 請求人は、Fは被災者とずっと一緒に暮らしている奥さんだと思っていた旨を述べている。

カ 以上のことを総合すると、当審査会としても、決定書理由(略)に説示するとおり、Fは、被災者の死亡当時、被災者と内縁関係にあり、被災者と生計維持関係にあったものと判断する。

(4) したがって、Fは、被災者の死亡に伴う遺族補償年金の受給権者であるから、

請求人は、遺族補償一時金の受給権を有する遺族であるということとはできない。

なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。